

紙おむつ事件（損害賠償等請求事件）	
事件の表示	平成17年（ワ）第5863号 判決言渡日：平成19年1月30日 原告：大王製紙株式会社 被告：王子ネピア株式会社
判決	原告の請求を棄却する。
参照条文	特許法第70条
キーワード	特許請求の範囲に記載された用語の意義

1. 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告の製造販売する紙おむつが、原告の有する「紙おむつ」についての特許発明の技術的範囲に含まれるとして、特許権侵害に基づく損害賠償を求めた事案である。被告は、被告の製造販売する紙おむつは上記特許発明の技術的範囲に含まれず、また、原告の特許権には進歩性欠如の無効理由が存するので権利行使が許されないなどと主張して、これを争った。

原告の有する特許権

請求項1（以下、請求項1に係る発明を「本件特許発明1」という。）

1 A 不透液性シートと透液性シートと吸収体とを有し、さらに製品の幅方向両側部に弾性伸縮性の自由部が内側に向いたバリアーカフスを有する紙おむつにおいて、

1 B 前記バリアーカフスの自由部より外側であってかつ吸収体の側縁から側外方にあるフラップ部を構成するフラップ部材シートが、製品紙おむつの全長にわたり、かつ、フラップ部材シートのほぼ全体が透液性であり、

1 C これによりフラップ部の製品紙おむつの全長にわたる領域が使用面側から裏面側に液が透過可能であることを特徴とする

1 D 紙おむつ。

請求項3（以下、請求項3に係る発明を「本件特許発明3」という。）

3 A 不透液性シートと透液性シートと吸収体とを有し、さらに製品の幅方向両側部に弾性伸縮性の自由部が内側に向いたバリアーカフスを有する紙おむつにおいて、

3 B i 製品紙おむつの使用面側において、前記自由部の先端部に使用状態において前記透液性シートから離間するように起立させる弾性伸縮部材を有するバリアーカフスを構成する透液性バリアーシートが、前記吸収体の側縁から側外方に延在してフラップ部を構成し、

i i かつ、前記透液性バリアーシートの側外方部分は透液性シートの側縁より側外方に延在し、

- 3 C i 前記透液性シートおよび不透液性シートは製品紙おむつの全長にわたり,
 - i i 透液性シートの側縁は, 不透液性シートの側縁より内側とし,
 - i i i かつ, 透液性シートの側縁部が不透液性シートにホットメルト接着剤により固定され,
- 3 D i 前記フラップ部を構成する透液性バリアーシートが, 製品紙おむつの全長にわたり,
 - i i かつ, フラップ部の長手方向のほぼ全体において透液性を示し,
 - i i i かつ前記透液性バリアーシートの幅方向中間が前記不透液性シートの使用面側に対してホットメルト接着剤により固定されていることを特徴とする
- 3 E 紙おむつ。

被告は, 別紙物件目録1記載の紙おむつ(商品名「ドレミ」Mサイズ及びLサイズ。以下「被告製品1」という。)及び同目録2記載の紙おむつ(商品名「ドレミパンツ」。以下「被告製品2」という。)を製造, 販売及び販売の申出をしている。

バリアーシート4及び外装シート6は, 撥水性(水をはじく性質)である(争いが無い)。

2. 原告の主張

本件各特許発明の「透液性」とは, 文字どおり, 液が透過することをもって足りる。被告各製品において, フラップ部を構成しているバリアーシート4や外装シート6が「透液性」を有することは明らかである。

被告は, 特許請求の範囲の記載におけるフラップ部材の「透液性」と「透液性シート」(いわゆるトップシート)の「透液性」とは, 同じ意味でなければならず, したがって, フラップ部材の透液性は, トップシートの透液性と同一程度のもでなければならぬと主張する。

しかし, 特許請求の範囲の記載において, 「透液性」は文字どおり「液を透す性質」であり, その意味においてすべて同じ意味を持つ用語として統一して使用されているのであって, それ以上に, 各部材における「透液性の程度」までも同じでなければならぬなどという根拠は全くない。

3. 被告の主張

本件各特許発明における「透液性」とは, 特許請求の範囲の記載, 発明の詳細な説明及び出願経過に鑑みれば, 透液性の程度の高い性質を意味し, 撥水性ないし通気撥水性を含まないと解するのが合理的であり, 被告各製品のフラップ部材シートが「透液性」の要件を充足しないことは明らかである。

本件特許出願当時において、トップシートが尿等の液分を瞬時的かつ容易に透過する性質を有することから、出願人は、トップシートを「透液性」シートと呼んだのであり、使い捨ておむつの部材が有する特性を表す語として、「透液性」とはこのような性質を意味すると解するのが相当である。

したがって、「透液性」とは、（トップシートが有すると同程度の）液体の透過性が高い性質を指すものであり、撥水性は含まないものである。

4. 当裁判所の判断

「撥水性」とは、水をはじく性質のことであり（甲25, 26）、水を透す性質である「透液性」とは両立する概念である。一方、「撥水性」のものと「撥水性」でないものとを比較すれば、「撥水性」のものの方が水を透す程度が低いということは明らかであり、「透液性」の程度と「撥水性」とは無関係ではない。

本件特許発明1は、フラップ部材シートを蒸れ防止のために透液性としたのであるから、従来の撥水性不織布を用いていた場合よりも高度の透液性を要求したと考えられる。このことは、「通気撥水性」のシートと比較して蒸れの防止効果が極めて高くなったとの上記記載からも裏付けられるものである。

したがって、本件特許発明1における「透液性」のフラップ部材シートは、通気撥水性のシートより高度の「透液性」があり、通気撥水性のシートを用いた場合よりも蒸れ防止効果が大きいものと解するのが相当であり、フラップ部材シートが撥水性である場合は、本件特許発明1の技術的範囲に含まれないと解すべきである。

フラップ部材シートにおける「透液性」（構成要件1B）、フラップ部を構成する透液性バリアーシートにおける「透液性」（構成要件3B i, ii及び3D i, iii）の程度は、撥水性のものとは比べ、より高度に液体が透過しやすいものと解するのが相当である。

よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

以上